

(平成23年7月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和21年7月3日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年7月3日から23年9月29日まで

私は、昭和21年7月にA社B支店からA社C支店へ異動となった。A社C支店での年金記録について年金事務所から、厚生年金保険への加入の事実が判明し、資格喪失日が23年9月29日であることは確認できたが、資格取得日が確認できず不明であるとの回答を得た。このままでは、年金記録の統合が困難であるので、第三者委員会で資格取得日の決定をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書及び人事記録により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の氏名及び資格喪失日（昭和23年9月29日）は記載されているものの、「資格取得日及受理番號」欄が空欄となっていることが確認できる。

また、A社B支店及びA社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、両支店の申立人の被保険者記録は同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていることが確認できるところ、申立人に係る厚生年金保険被保険者臺帳には、「A社B支店 資格喪失年月日 21.7.3 原因 転勤」との記載のみ確認でき、転勤先であるA社C支店における被保険者記録の記載は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理が不適切であったと認められ、事業主は、申立人が昭和 21 年 7 月 3 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所（当時）に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和34年3月25日から36年3月26日まで
② 昭和37年7月11日から38年3月26日まで
③ 昭和40年12月10日から42年2月7日まで
④ 昭和45年1月6日から同年5月8日まで

日本年金機構から脱退手当金に関するはがきが届いたので、厚生年金保険の記録を確認したところ、A社を退職して約7か月後に厚生年金保険加入期間のうち一部の期間について脱退手当金を受給したことになっていることを知った。

家庭の事情からA社を急きょ退職し、子供を連れて家を出たが、住民票は異動せず、隠れるように細々と暮らしていたので公のことは何もできなかった。

脱退手当金の請求手続きをしたことも、受け取ったことも無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、住所及び生年月日は、それぞれ訂正されている事跡が確認できる上、住所も申立人が当時住んでいたと述べている住所地と異なっているなど、申立人が請求したと考えるには不自然な点が見受けられ、申立人の意思に基づき、当該裁定請求書が作成及び提出されたとは考え難い。

また、申立期間の最終事業所であるA社での厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金の請求要件である24か月に満たない4か月であるとともに、事業主の妻は、「当社では通常、退職者には将来受け取る年金が減るので脱退

手当金は受給しない方が良いと説明しており、それでもどうしても受給したいという者には請求用紙や資料等を渡していたが、手続は自分でしてもらう方針だったので、脱退手当金の代理請求はしていなかった。申立人は突然退職した上、退職後も一切連絡をとっておらず、代理請求はしていない。」旨を回答している上、当該事業所が適用事業所であった期間の女性被保険者 28 人のうち、申立人以外に脱退手当金の支給記録が確認できる者は 2 人にすぎず、いずれも当該事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から 2 年以上経過後に支給決定されたこととなっていることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち昭和58年4月から同年7月までは15万円、同年8月から59年5月までは19万円、同年6月から同年9月までは14万2,000円、60年2月から同年6月までは16万円、61年5月から平成元年12月までは17万円、2年1月から3年9月までは15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月1日から平成4年1月1日まで
A社に勤務していた約24年半の全期間において、標準報酬月額が実際よりも低く届けられている。
当時の給与明細書があるので、調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が所持する給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立人の標準報酬月額については、申立期間のうち、昭和58年6月は15万円、同年8月から同年11月までの期間及び59年5月は19万円、同年6月、同年7月及び同年9月は14万2,000円、60年2月、同年3月及び同年5月は16万円、61年5月から同年12月までの期間、62年4

月、同年6月、同年7月、同年10月から63年5月までの期間、同年9月から平成元年4月までの期間、同年6月、同年8月及び同年10月から同年12月までの期間は17万円、2年1月から3年9月までは15万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和58年4月、同年5月及び同年7月については、A社は同年4月からB厚生年金基金に加入しているところ、申立人の所持する同年6月及び同年8月の給与明細書において、適正額ではない厚生年金保険料（同年6月は厚生年金保険料4,958円及び基金掛金3,015円、同年8月は厚生年金保険料7,102円及び基金掛金3,015円）が控除されていることが確認できる。その状況を踏まえると、当該事業所が同基金に加入した同年4月から、申立人は誤った算出方法により厚生年金保険料が控除され、その状況が継続していた様子がうかがえる。したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、当該期間についても、同額の厚生年金保険料（標準報酬月額15万円に相当する保険料の7,973円）が控除されていたものと推認できることから、15万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和58年12月から59年4月までの期間、同年8月、60年4月、同年6月、62年1月から同年3月までの期間、同年5月、同年8月、同年9月、63年6月から同年8月までの期間、平成元年5月、同年7月及び同年9月の標準報酬月額については、申立人は保険料控除を確認できる資料を保有していないものの、申立人の所持する当該期間の前後の期間における給与明細書で確認できる保険料控除額は、オンライン記録と同額又はほぼ同額であり、当該期間についても同様の保険料が控除されていたと推認できることから、昭和58年12月から59年4月までは19万円、同年8月は14万2,000円、60年4月及び同年6月は16万円、62年1月から同年3月までの期間、同年5月、同年8月、同年9月、63年6月から同年8月までの期間、平成元年5月、同年7月及び同年9月は17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 一方、申立期間のうち昭和53年3月、同年5月、同年9月、55年1月、同年3月から56年11月までの期間、57年3月、同年5月、58年2月、59

年11月、60年7月、同年9月、同年12月、61年4月及び平成3年10月から同年12月までの期間については、申立人が所持する給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録と同額又はオンライン記録よりも低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 4 申立期間のうち、昭和42年7月から53年2月までの期間について、申立人は、給与明細書を所持しておらず、A社においても申立人に係る当時の資料等は保管されていないことから、保険料控除が確認できない上、当時の事業主の妻及び同僚からも、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる証言を得ることはできなかった。

また、オンライン記録により、A社に勤務していた複数の同僚は、申立人と同額程度の標準報酬月額で資格を取得し、その後の標準報酬月額の推移も同程度であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない上、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致している。

申立期間のうち、昭和53年4月、同年6月から同年8月までの期間、同年10月から54年12月までの期間、55年2月、56年12月から57年2月までの期間、同年4月、同年6月から58年1月までの期間、同年3月、59年10月、同年12月、60年1月、同年8月、同年10月、同年11月及び61年1月から同年3月までの期間について、申立人は保険料控除を確認できる資料を保有していない上、申立人が所持する当該期間の前後の期間における給与明細書で確認できる保険料控除額は、オンライン記録と同額又はオンライン記録よりも低額であることが確認でき、当該期間についても同様の保険料が控除されていたと考えるのが自然である。

さらに、申立人に係る標準報酬月額の記録を遡及して減額された形跡は認められず、ほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和42年7月から53年2月までの期間、同年4月、同年6月から同年8月までの期間、同年10月から54年12月までの期間、55年2月、56年12月から57年2月までの期間、同年4月、同年6月から58年1月までの期間、同年3月、59年10月、同年12月、60年1月、同年8月、同年10月、同年11月及び61年1月から同年3月までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金を農林漁業団体により、給与から控除されていたことが認められることから、申立人の農林漁業団体職員共済組合（以下「共済組合」という。）における資格喪失日を昭和56年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を55年5月及び同年6月は8万5,000円、同年7月から56年4月までの期間は9万5,000円とすることが必要である。

なお、農林漁業団体は、申立人に係る申立期間の掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月1日から56年5月1日まで

私は、昭和54年4月1日にA農業協同組合（現在は、B農業協同組合）に正職員として入社し、2年間勤めた。しかし、年金の記録では1年間のみになっているので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A農業協同組合に係る申立人の健康保険の被保険者原票、雇用保険の被保険者記録及び同組合の当時の総務担当であったとする元従業員が所持する申立期間当時の職員名簿により、申立人は、昭和56年4月30日まで同組合に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、共済組合から提出された資料により、申立人の共済組合員資格は、A農業協同組合から共済組合に提出された昭和56年5月1日付け「組合員資格喪失届」に基づき、資格喪失日を55年5月1日として組合員資格異動処理され、共済組合から56年6月1日付け「組合員資格異動届等処理済通知書（控）」によりA農業協同組合に通知されていることが確認できる。

また、上述の「組合員資格異動届等処理済通知書（控）」によると、共済組合は、申立人の共済組合員資格を昭和56年5月1日付けで55年5月1日に遡及して喪失させたことにより、申立人に係る同年5月から56年4月ま

での掛金をA農業協同組合に相殺処理により返還していることが確認できる。

さらに、上述の元従業員は、「私が申立人の資格喪失届を記載し、共済組合に提出した。おそらく昭和56年を55年として間違っただけで記載したと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間についてA農業協同組合に継続して勤務し、申立期間に係る共済組合の掛金を控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、「組合員資格異動届等処理済通知書（控）」に記載された標準給与月額から、昭和55年5月及び同年6月は8万5,000円に、同年7月から56年4月までの期間は9万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る掛金の納付義務の履行については、B農業協同組合は資料が残っていないため不明であるとしているが、共済組合は、A農業協同組合が届け出た「組合員資格喪失届」により申立人の資格喪失日を昭和55年5月1日と記録し、その結果、共済組合は、申立人に係る同年5月から56年4月までの掛金について納入の告知を行っておらず、（共済組合が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき掛金に充当した場合又は掛金を還付した場合を含む。）、農林漁業団体は、申立期間に係る掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 12 月から平成 3 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 12 月から平成 3 年 2 月まで

申立期間について、学生であった私の代わりに母が国民年金保険料を納付してくれていた。卒業後、入社手続の際に年金手帳を持参したが、当時は契約社員扱いであったため必要ないと言われ、持って帰った記憶がある。今はその際に持参した年金手帳は無いが、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私に代わって母が加入手続をし、入社手続の際に年金手帳を持参した。」と述べているが、オンライン記録及び申立人が現在所持している年金手帳からは申立期間当時に国民年金に加入した形跡がうかがえず、申立期間は未加入期間となることから、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するには、現在申立人の基礎年金番号となっている厚生年金保険被保険者記号番号とは別に国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが必要となるが、A市の昭和 63 年 1 月から平成 3 年 4 月までの期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査した結果、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人の同居家族であった申立人の弟は、20 歳になった平成 3 年 * 月から国民年金に加入し、保険料を納付しているが、これは、同年 4 月の国民年金制度の改正により、20 歳以上の学生が任意適用から強制適用になったことに伴い、A市において職権適用がなされたためであることが、国民年金手帳記号番号払出簿からうかがえ、申立人が 20 歳に達した時とは事情が異なり、弟の加入状況をもって申立人の加入を推認することは

できない。

加えて、申立人は国民年金への加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親の記憶も曖昧である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から同年8月までの期間及び10年8月から11年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年5月から同年8月まで
② 平成10年8月から11年3月まで

ねんきん特別便が届いて、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることが分かった。申立期間①当時は学生であったが、就職が決まった際に未納があると恥ずかしいという理由で親がまとめて納付してくれた。申立期間②は退職後国民年金への再加入手続を行い、保険料を納付した。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年9月28日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立期間①直後の4年9月から6年3月までの保険料が同年10月27日に納付されていることがオンライン記録により確認できることから、当該時点では申立期間①は時効により、制度上、国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

また、申立期間②について、実際に再加入手続をしたとされる申立人の母親は、「申立人の退職後、加入手続をした。」と述べているが、平成10年10月26日付けで作成された第1号・第3号被保険者取得勧奨対象者一覧表に申立人が含まれていることがオンライン記録より確認できることから、一覧表作成時点で再加入手続がされていなかったと推認できる上、申立期間②当時は保険料収納事務の機械化により記録管理の強化が図られており、9年1月1日の基礎年金番号導入以降であることを踏まえると、申立期間②に係る納付記録が欠落する可能性は極めて低いものと考えられる。

さらに、申立期間①及び②について、申立人は保険料納付に関与しておらず、実際に加入手続及び保険料納付を行ったとされる申立人の母親も申立期間に係る保険料の納付についての記憶は曖昧である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月から6年3月まで
20歳になった大学生の時、母が国民年金の加入手続を行い保険料も納付してくれたと聞いている。これまでに平成11年7月頃と19年10月頃の2回、納付状況について問い合わせを行い、納付していると確認していた。それなのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20歳になった大学生の時、国民年金の加入手続を行った。」と述べているが、基礎年金番号が導入された平成9年1月1日の時点で、申立期間において申立人に国民年金手帳記号番号が付番された形跡がうかがえないことから、申立期間は未加入であり国民年金保険料を納付することはできない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号検索システムによる縦覧調査を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると平成11年6月に「平成6年4月1日 資格喪失、11年3月11日再取得」の記録整理が行われており、同整理が行われた時点で、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、申立人は「母が加入手続を行い、口座振替で保険料を納付した。」と述べており、国民年金の手続等には関与しておらず、申立人の母親も加入手続及び保険料納付金融機関等の記憶が曖昧で、国民年金の保険料に係る納付状況等が不明である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの期間及び 46 年 4 月から 49 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 46 年 4 月から 49 年 6 月まで

私は、亡くなった父から、昭和 36 年 4 月頃に国民年金の加入手続きを行ってくれたことを聞いているが、当時は、学生であり、収入も無かったため、保険料は納付していなかった。

その後、昭和 49 年から 50 年頃までの期間に特例納付制度が実施されていたため、夏頃に夫と共に A 市役所に行き、夫にそれまでの未納分を市役所の窓口で一括納付してもらったにもかかわらず、申立期間について未加入とされていることに納得がいかないので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金の加入手続きを行った場合に払い出される国民年金手帳記号番号は昭和 49 年 8 月に申立人に対して払い出されており、ほかに申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことから、申立人はこの頃国民年金の加入手続きを行ったものと推認され、また、オンライン記録、国民年金被保険者台帳（旧台帳）及び申立期間②の後の住所地である B 町の国民年金被保険者名簿によると、そのいずれにも同年 7 月 1 日に任意加入により国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間①については大学生及び大学院生であったとしており、申立期間②については夫が共済組合員であったため、どちらの期間についても、国民年金の被保険者資格は任意加入被保険者となることから、制度上、申立期間の国民年金保険料を特例納付することができない。

さらに、申立人は、「夫が約 10 万円を特例納付した。」と主張しているが、昭和 49 年 7 月頃に特例納付した場合には納付すべき金額は 6 万 5,250 円となり、また、50 年 7 月頃に特例納付した場合には納付すべき金額は 6 万 9,300 円となることから、申立人の主張する金額と相違している。

加えて、申立人が所持する国民年金手帳及び国民年金被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人の国民年金に係る住所地は、C 市 D 区において管理されていたため、申立人が特例納付したと主張している A 市役所では、申立人に対して特例納付に係る納付書が発行されたとは考え難い。

このほか、国民年金の加入手続をしてくれたとする申立人の父親は既に死亡していることから、申立期間①当時の加入手続の状況等が不明である上、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月1日から34年5月28日まで

私は、昭和34年5月にA社を退職したが、その約2か月後に同社における厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受給した記録となっている。

しかしながら、申立期間当時、脱退手当金の制度は知らず、脱退手当金を受給した記憶も無い。日本年金機構から脱退手当金に関する確認はがきが届いたので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号の前後60人の厚生年金保険被保険者のうち、同社で昭和42年度までに受給要件を満たして被保険者資格を喪失した14人（申立人を含む）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、12人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち申立人を含む11人が資格喪失日から4か月以内（残る1人は、9か月以内）に支給決定されていること、及び当時の事業主は、「申立期間当時は一般的に脱退手当金の手続を代理で行っていた。」と証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和34年7月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 8 月 1 日から 40 年 8 月 25 日まで
② 昭和 42 年 10 月 9 日から 43 年 9 月 1 日まで

日本年金機構から送付されてきた脱退手当金の受給についての確認はがきによると、A社及びB社で勤務した期間について、脱退手当金支給済みと記載されていた。

しかし、私は脱退手当金を受け取った覚えは無い上、脱退手当金という制度があることも知らなかったので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所であるB社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を示す「脱退 43. 12. 6」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、最終事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和43年12月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月 12 日から 44 年 12 月 29 日まで
② 昭和 45 年 10 月 1 日から 50 年 8 月 21 日まで

社会保険事務所（当時）に納付期間の件で確認に行ったところ、申立期間について脱退手当金が支給済みになっていることを聞いたが、もらった覚えは無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和50年11月28日に支給決定されているほか、申立期間②において勤務していたA社の事業所別被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認でき、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいわねない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人と同様に脱退手当金の支給記録が確認できる元同僚は、「会社から説明があり、時期は忘れたが、脱退手当金をもらった。」と証言している上、申立人は、「退職して数か月後に会社から小切手だったと思うが送付されてきた。」と供述していることを踏まえると、申立期間の脱退手当金は、事業主による代理請求が行われていた可能性は否定できない。

さらに、申立人には記録上、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号は申立期間に係る記号番号と異なっており、当時の事務処理においては、請求者からの申出が無ければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未請求期間があることに不自然さはいわねない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1240

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 12 月 14 日から 43 年 1 月 1 日まで

私は、A団体に入るため、昭和 42 年の年末にB社を退職した。同社に勤務した期間について脱退手当金が支給された記録となっているが、受給した記憶は無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できる上、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人は、申立期間前の約7年間の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはいかがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月 1 日から 38 年 7 月 31 日まで
日本年金機構から「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」のはがきが届き、A社に勤務していた期間について脱退手当金が支給されているが、私は脱退手当金を受け取った記憶が全く無いので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和38年10月9日に支給決定されているほか、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認でき、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さは見られない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後50人の厚生年金保険被保険者に係る脱退手当金の受給状況を調査したところ、申立人が同社を退職した時期を含む昭和37年から41年までに被保険者資格を喪失している女性の被保険者のうち、脱退手当金の受給要件を満たしている者は申立人を含め18人いるが、そのうち申立人を含む8人が同社を退職後に脱退手当金が支給された記録となっており、さらにそのうちの5人が被保険者資格喪失日から3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できる上、そのうちの一人は、「会社から脱退手当金をもらった。」と証言していることなどを踏まえると、申立期間の脱退手当金は、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人には記録上、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号は申立期間に係る記号番号と異なっており、当時の事務処理においては、請求者からの

申出が無ければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未請求期間があることに不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。